

# 重量オーバーさせない ようにしましょう。

- ムリな発注条件の提示や重量超過をさせた場合は、荷主の責任も追及されます。
- 重量違反への関与が認められる場合は、警告します。
- さらに主体的な違反行為があった場合は、荷主勧告を発動(レッドカード)します。



荷主の方へ



運送事業者  
の方へ

# 重量のルールを 必ず守りましょう。

- 重量違反の場合は、運転者および使用者(事業者)に罰則が適用されます。
- 大型車両の取締まりを強化します。
- 特に悪質な違反者(基準の2倍以上の重量超過)は即時告発(レッドカード)されます。

## 荷を頼む側も、運ぶ側も、重量超過は罰則が適用されます。

定められた重量をオーバーした大型車両が、道路を傷める大きな要因に。



定められた **重さ、長さ、高さ、幅** を  
1つでも超える車両は  
「**特殊車両通行許可**」が必要。

 国土交通省 関東地方整備局

お問い合わせ先：道路部 交通対策課 Tel.048-601-3151(代表)  
<http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index00000015.html>

詳しくはこちら

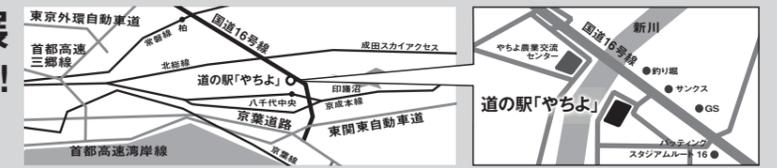
特車 PR

検索

 @tokusya\_kanto

### 「重量守り、道路を守ろう」パネル展 10月8日(土)道の駅「やちよ」(千葉県)で開催!

開催時間：午前9時～午後4時  
八千代ふるさとステーション：千葉県八千代市米本4905-1



道路の異状を発見したら道路緊急ダイヤルへ  
お知らせください。

#9910 無料  
24時間  
受付

### 重量守り、道路を守ろう。

大型車通行適正化に向けた  
関東地域連絡協議会

【連絡協議会メンバー】一般社団法人千葉県トラック協会、一般社団法人東京都トラック協会、一般社団法人神奈川県トラック協会、  
一般社団法人全国クレーン建設業協会(千葉支部、東京支部、神奈川支部)、警視庁、千葉県警察本部、神奈川県警察本部、  
国土交通省 関東地方整備局、関東運輸局、千葉県、東京都、神奈川県、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、東日本  
高速道路株式会社 関東支社、中日本高速道路株式会社(東京支社、八王子支社)、首都高速道路株式会社 (順不同)